

○射水市空き家等情報バンク設置要綱

平成20年4月30日

告示第80号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における空き家等の有効活用を通して、市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等情報バンクの設置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人若しくは法人が射水市内で建築若しくは取得し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）住宅、店舗、事務所、倉庫、作業場等の建物及びその敷地又はこれらの建物の跡地をいう。ただし、売買又は賃貸を目的として建築又は取得したものを除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家等情報バンク 市内への定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者に対し、空き家等の売買、賃貸等を希望するその所有者等が登録した情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号で規定する暴力団員をいう。）及び暴力団（同条第2号で規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者は、空き家等情報バンクを利用することができない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家等情報バンクに空き家等を登録しようとする所有者等は、射水市空き家等情報バンク物件登録申込書(様式第1号)及び空き家等情報バンク物件登録カード(様式第2号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家等情報バンク物件登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家等情報バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家等に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による申込者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に申し出なければならない。

(物件登録者の登録の抹消)

第6条 市長は、物件登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等情報バンク物件登録台帳の登録を抹消するものとする。

(1) 物件登録者から登録の抹消の申出があったとき。

(2) 所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 登録内容に虚偽があったとき。

(4) 登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、空き家等情報バンク物件登録台帳に登録することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を物件登録者に通知するものとする。

(情報提供等)

第7条 市長は、必要に応じて、物件登録者が登録した情報を射水市ホームページ等に掲載し、周知するものとする。

(空き家等情報バンク利用の申込み等)

第8条 空き家等情報バンクの情報を受け、空き家等を利用しようとする者は、空き家等情報バンク利用登録申込書(様式第3号)に必要書類を添えて市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは空き家等情報バンク利用登録者台帳に登録するものとする。この場合において、当該申込者が利用しようとする空き家等の物件登録者又は仲介を行う者に、その旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた物件登録者又は仲介を行う者は、遅滞なく当該申込者に連絡し、市長へその回答内容を必要に応じ報告するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更)

第9条 前条第2項の規定による利用登録の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を申し出なければならない。

(利用登録者の登録の抹消)

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家等情報バンク利用登録者台帳の登録を抹消するものとする。

- (1) 利用登録者から登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空き家等情報バンク利用登録者台帳に登録することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を利用登録者に通知するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。